

EUの鉄鋼関税に見る域外との政策協調の行方

上席主任研究員 堅川 陽平

EUが鉄鋼セーフガードの後継措置を発表

欧州連合（EU）の政策執行機関・欧州委員会は10月7日、2018年7月より実施している鉄鋼輸入に関する時限的な緊急輸入制限（セーフガード）に代わる恒久的措置を発表した。世界貿易機関（WTO）ルールではセーフガードは最長8年の延長しか認められておらず、2026年6月末に現行の措置が終了する。新しい措置では、無関税輸入量（関税割当量）が年間1,830万トン（2024年比47%減）に削減され、割当量の超過分に賦課される関税率が現行の25%から50%に引き上げられる。また、輸入事業者は製鉄・製鋼工程（Melt and Pour）の国を特定する証明書提出を義務付け、原産地要件を強化する。これにより、非EU企業が本国で生産した半製品を第三国で加工して輸出するような実質的な迂回輸出も抑制する狙いがある。新しい措置の実施には欧州議会とEU理事会（加盟国閣僚）が規則案に合意する必要があるが、域内の業界の強い危機感や政治情勢を踏まえれば、案の細かい修正はあっても承認される可能性が高そうだ。EUは遅くとも2026年7月からの実施を目指す。

フォンデアライエン欧州委員長は「強固で脱炭素化された鉄鋼セクターがEUの競争力、経済安全保障、戦略的自律にとって不可欠」と述べた。「脱炭素化」は本措置単独で強化するものではなく、2026年1月より本格的に導入予定の炭素国境調整措置（CBAM）によって輸入品にEU域内と同等の炭素コストを課し、炭素排出規制の緩い国からの輸入を実質的に抑制するほか、EU各国が公共調達や補助金において低炭素製品の優遇を検討するなど、需給両面での追加施策の実施を予定している。

欧州でも強まる国内産業保護の要請

米国のみならず欧州でも保護主義の火種が燦々している点は拙著レポート「アフターランプを見据えた自由貿易体制の展望」（2025年6月11日）で指摘したとおりであり、上記の措置はそれを裏付ける動きとも言える。背景には域内産業の競争力低迷と雇用喪失懸念がある。域内の鉄鋼業の設備稼働率は、欧州委員会が健全とみなす80%を2008年頃から一貫して大きく下回ってきた（2024年67%）。近年ではエネルギー価格上昇により域内のエネルギー集約型産業の生産コストが上昇したほか、中国鉄鋼企業を中心する過剰生産・輸出攻勢によりEU企業が著しい打撃を受けたと認識されている。また、米トランプ政権が1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼関税の引上げ・品目追加を実施したことで、米国市場へのアクセスが困難となった第三国製品とEU製品の競争も激化している。

現行のセーフガード措置に代わる緊急対応策の必要性は、EUの鉄鋼・金属業界の強い要望を受けて第2次フォンデアライエン体制発足当初から議論されてきたものであり、同業界は今般の発表を待望の措置として歓迎している。また、保護措置の対象範囲を米国同様に鉄鋼派生品にまで拡大すべきとの声もあがっている。ただ、自動車などサプライチェーンの下流側の業界からは価格上昇や輸入材を利用する域内企業の事務負担増大を懸念する声もあがっており、欧州委員会は供給不足などの悪影響が懸念される場合には特定品目の関税割当量の調整などを行う可能性も示唆している。

域外との政策協調に関する微妙なニュアンス

保護主義的とも受け取られかねないツールキットが、また一つ追加された形である。これを米国や同志国との政策協調の観点で見ると良悪の両面が存在する。世界的な過剰生産能力への対応の文脈では、10月10日の「鉄鋼の過剰生産剰能力に関するグローバル・フォーラム」閣僚会合（G7を含む28カ国・地域が参加）でも議論されたとおり、鉄鋼製品の製鉄・製鋼工程に関する情報収集を含む迂回行為の検知・対応を促す政策の協調を加速させる可能性がある。また、先の米EU関税合意では、過剰生産能力への対応で協力し、相互に関税割当を導入する可能性も含めた協力検討が示唆されているところ、今般の関税水準（25%→50%）を見ても、先に同率に引き上げた米国、カナダをEUが意識した様子がうかがえる。無論、トランプ政権がEUの思惑どおりに関税割当の相互導入の協議を進展させるとは限らず、EUのCBAM導入などが交渉を難しくしている可能性は言うまでもない。

同志国含め域外国がEUの半ば一方的な措置を容易く受け入れるのかどうかには疑問も残る。というのも、今般の措置はセーフガード同様、全世界の国が標的となる。欧州委員会によれば、EUと自由貿易協定を締結している国・地域であっても本措置から除外されない。欧州委員会はGATT/WTOの安全保障例外を乱用する米国と一線を画しており、本措置がGATT第28条（譲許表の修正）に整合的だと主張する。これに従えば、原則的には利害関係国と協議が必要である。

近年のEUはWTOの重要性を主張しつつも、経済安全保障リスクの高まりを受けてルールぎりぎりの貿易・産業政策を検討している印象があり、今般の発表はその一例だ。一部の域外国からの反発も想定される。ただ、鉄鋼分野ではG7・同志国が過剰生産問題の認識を共有しており、センシティブ品目として政策協調しやすい面も踏まえれば同様の措置が広がる可能性も想定しておくべきだろう。

(執筆者プロフィール)

堅川 陽平 (Yohei Katakawa)

KATAKAWA-Y@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：マクロ経済、欧州全般

2014年に丸紅株式会社入社後、経済研究所にて電力・エネルギー政策や国内外の政治経済の調査・分析に従事。
2016～17年に日本経済研究センター、2018～19年に米国・戦略国際問題研究所（CSIS）、2023～25年に日本機械輸出組合ブラッセル事務所に出向。京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻修了。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。